

参議院沖繩及び北方問題等に関する特別委員会会議録第十一号

昭和四十三年五月八日(水曜日)
午前十一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 伊藤 五郎君
理事 増原 恵吉君
山本茂一郎君
岡田 宗司君
黒柳 明君

委員

井川 伊平君
内田 芳郎君
大谷 實雄君
北島 教真君
平泉 渉君
安井 謙君
川村 清一君
春日 正一君
田中 龍夫君

国務大臣

国務大臣

政府委員

総理府特別地域
連絡局長 山野 幸吉君
総理府特別地域
連絡局参事官 加藤 泰守君

事務局側

常任委員会専門
員 瓜生 復男君

説明員

大蔵省理財局資
金課長 大蔵 公雄君

本日の会議に付した案件

○小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○沖縄地域における産業の振興開発等のための琉
球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置
法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤五郎君) ただいまから沖繩及び
北方問題等に関する特別委員会を開会いたしま
す。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしま
す。田中総理府総務長官。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま議題と相なり
ました小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定
措置等に関する法律案につきまして、その提案理
由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、南方諸島及びその他の諸島に関
する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づ
く小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用につい
ての暫定措置を定めるとともに、小笠原諸島の旧
島民及び現島民の小笠原諸島における権利または
利益の保護並びにこれらの者の生活の安定をはか
るため特別の措置を講じ、あわせて小笠原諸島を
その区域とする村の設置及び現地における行政機
関の設置等について所要の事項を定めようとする
ものであります。

以下、この法律案の概要につきまして申し述べ
ます。

まず第一に、小笠原諸島が二十余年にわたり無
人島に近い状態で放置されていたことにかんが
み、国及び地方公共団体は、その責務として旧島
民の帰島及び生活の再建並びに現島民の生活の安
定に配慮すべき旨を定めております。

第二に、現島民に対する措置といたしまして
は、まず、建物等の敷地として他人の土地を使用
している現島民の居住の安定をはかるため、法律

上、その所有者がその使用者のために賃借権を設
定することとし、次に、現島民で漁業を営むもの
の利益を保護するため、小笠原諸島周辺海域にお
ける漁業について操業を制限し、また、合衆国軍
隊の引き揚げによる離職者の生活の安定、就職促
進等をはかるため、失業保険法及び駐留軍関係離
職者等臨時措置法の規定の適用について政令で特
別の定めをすることができるといたしてあります。

第三に、旧島民に対する措置といたしまして
は、まず、本土引き揚げ当時存在していた耕作に
関する権利を保護するための措置をとることとい
たしておりますが、耕作に関する権利がこの法律
の施行後一年を経過する日までに消滅している場
合には、一定期間内に申し出ることにによって賃貸
借契約を締結させることとし、また、旧島民で漁
業を営んでいたものの利益を保護するため、現
島民と同様の扱いをすることといたしてありま
す。

第四に、小笠原諸島における行政組織につきま
しては、まず、小笠原諸島を区域とする地方公共
団体として小笠原村を設置し、また、現地におけ
る国の行政機関としては、小笠原総合事務所を設
置することといたしてあります。

以上のほか、小笠原諸島の復興につきまして別
に復興法を定めること、復興の計画的、かつ、円
滑な推進をはかるため、一定期間、特定の場合を
除き、容易に原状に回復することができない土地
の形質の変更、工作物の新築等を認めないこと、
その他、公職の選挙及び最高裁判所裁判官の国民
審査に関する暫定措置の政令への委任、旧漁業権
者に対する旧漁区にかかる漁業権の出願の優先的
取り扱い等について規定いたしてあります。

なお、この法律の施行期日は、小笠原諸島の返
還の協定発効の日といたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要で
あります。何とぞ、慎重御審査のうえ、すみやか
に御可決あらんことをひとえにお願いいたしま
す。

○委員長(伊藤五郎君) 引き続き補足説明を聴取
いたします。加藤参事官。

○政府委員(加藤参事官) この暫定措置法案の内
容について補足説明させていただきます。

その内容に關係がございまして、戦前の小笠
原諸島のざっとした説明と、それから、現在の小
笠原諸島の状態等によつと触れまして、それか
ら法案の説明をいたしたいと思います。

戦前の小笠原諸島は、総面積一〇四・一三平方
キロメートル、うち国有地が七九・六九平方キロ
メートル、それから民有地が二四・四三平方キロ
メートルというございまして、総面積のうち
七七％が国有地と、こういうことになっており
ます。これを島別に見ますと、父島におきましては
国有地は七五％、母島におきましては六六％、硫
黄島におきましては大体六六％、その他が八八％
というございまして、小笠原諸島におきまし
ては農業が相当盛んでございまして、その關係
で、耕地面積について申し上げますと、父島にお
きましては耕地面積は二七四ヘクタールでござ
いますので、二・七四平方キロメートル、このうち
小作になっておりましたのが八〇％でございま
す。母島におきましては四四一ヘクタール、すな
わち四・四一平方キロメートル、このうち六〇％
が小作でございまして、硫黄島におきましては、
三四三ヘクタール、したがって、三・四三平方キ
ロメートル、うち九六％が小作でございまして、
合計いたしまして一〇・五平方キロメートル、そ
のうち七六％が小作であった、こういうことにな
ります。

次に人口について申し上げますと、人口は、父

島におきまして四千三百四十八人、世帯数で七百九十九世帯、母島におきまして二千九百人、世帯数で三百四十一、硫黄島は千六百六十四人、世帯数で二百六十六、北硫黄島は九百人、世帯数で七十七、合計七千七百一十一人で、世帯数は千三百七十三という状態でございます。これを職業別に見ますと、農業関係、これが三百七十世帯、漁業が百七十一世帯、商業が八十一世帯、加工業が四十一世帯、勤労者五百七十世帯、その他が百三十三世帯、無職七世帯、合計千三百七十三世帯、こういうことでございます。このうち農家の小作関係を見ますと、全体といたしまして大体八割ぐらいが小作あるいは小自作と、こういう関係になっております。

次に行政組織でございますが、村の組織は、父島に大村と扇村袋沢村——これは一つの村でございますが——この二カ村。母島に沖村と北村の二カ村。硫黄島が硫黄島村。合計五つの村がございましたが、これは昭和十五年四月一日から町村制による村になったわけでございまして、それから引き揚げまで——十九年にほとんど引き揚げておりますので、約四カ年程度村の行政が行なわれていたわけでございます。その他、町村制が施行されていなかったところは都の小笠原支庁の直轄というところになっておりました。都の行政組織といたしましては、いま申し上げましたように、小笠原に支庁が設けられております。国の行政機関といたしましては、警察、郵便、営林、税務、専売、気象それから裁判所等が設置されていたわけでございます。

以上のような戦前における状態でございますが、これが昭和十九年四月からほとんど本土に引き揚げる、こういうことになりましたので、現在の状況は、政府調査団の報告によりますと、父島の一部を除きましてほとんどジャングル化してあるというところでございます。特に母島は完全にジャングル化、密林化しているようでございます。硫黄島は、現在米軍施設がございまして、一部利用されておりますが、その他は大体原野化

しておるということでございます。父島には、日本国籍を有する住民が現在百七十四名住んでおります。この百七十四名は、昭和二十一年に本土から向こうに帰島した方々——百二十九名の方が帰島されましたが、そのまふえまして、籍のある人は二百八十八名、うち現在住んでいる方が百七十四名ということで、四十四世帯を構成しております。その家屋は米軍の払い下げの資材によってつくられたもので、その敷地関係は、官有、公有地が十八戸、自己または親族の所有が九戸、民有その他の他人の所有に属するものが十戸、所有者の不明のものが五戸、合計四十二戸。四十四世帯が四十二戸の家に住んでいるわけでございます。

それから雇用関係。この方々は米軍の雇用になっておるのは五十七名でございます。なお、漁業を営んでおる者が十五名おります。

それから、住民の住居条件は、水道は米軍施設、電気も米軍施設でございますが、ともに米軍の供給によって生活をしているわけでございます。

それから、この住民には、現在米軍の施政下にあります。自治組織が設けられております。通称「五人委員会」といっておりますが、司令官の監督のもとに限られた範囲の自治が認められております。毎年六月十日に予備選挙を行ない十名の候補者を選んで、さらに六月二十日に本選挙を行なって五人を選び、五人委員会を構成する、こういうことになっております。選挙権、被選挙権は、ともに十八歳以上ということになっております。

これらの住民に關係します法令はどういうものがあるかという点について申し上げますと、六四年の九月二十五日付の軍施設長官布告というのがございまして、これがまあ現在の布告でございますが、その別添といたしまして、小笠原・火山諸島及び南鳥島司法及び刑法典というものがございまして、この内容は、裁判所関係、それから刑法法規でございます。この布告に根拠を持ちますものとして、しかも、現島民が自治権の行使として制定しておりますものに小笠原諸島布令といわれ

るものがございまして。この内容は、野生生物の保護あるいは衛生保全、それから所得税の關係、労働法規關係、刑罰法規という内容でございます。この二つの法典といいますが、というものが、小笠原諸島に現在施行されているものでございまして、したがって、私法上の財産關係を内容とする法令というものは、米軍の布告、布令その他の法令によって制定したという事実がございませぬ。

したがって、いわゆる親族關係とかあるいは財産關係はどうなるのかということが問題にならうかと思ひますが、親族關係は、これは日本人でございまして、日本法規の適用問題は当然考えられるわけでございしますが、財産關係では必ずしもすぐに日本法令というわけにはまいらぬかと思ひます。ただ、日本人であり、しかも、戦前は日本の法令のもとで生活していた方々でございまして、その法意識というものは本土法の内容とほとんど同じであるというふうに考えられます。したがって、日本の民法の内容が慣習法的なものとして認められていたというふうに考えていいかと思ひます。以上が現在の小笠原の状況でございます。

以上のことを前提といたしまして暫定法案の補足説明をさせていただきますと思ひますが、この暫定法案は、本則が三十九条、附則が七条、合計四十六条で構成されておりますが、これを奄美群島の返還の際の暫定法規と比較してみますと、奄美群島の場合は全体で十カ条、実質的な内容といましては、現行法令の停止が一カ条、経過措置一カ条、選挙の特例が一カ条、行政組織關係が二カ条、裁判所關係が二カ条それから裁判手続の経過措置一カ条、補助金の特例一カ条という内容でございまして、ほとんどが経過措置的なものであったというふうに言えると思ひます。

しかし、小笠原返還に伴う暫定措置法案におきましては、先ほど申し上げましたように、戦前と現況が非常に差がございまして、奄美大島の場合には、何といひしても二十万の人口がそのまますこに住んでいたわけで、社会秩序もそのまま存続

していたわけでございしますが、小笠原におきましては、先ほど申し上げましたようなことで、二十年間ほとんど放置されていた状態でございますので、いろいろ問題が多いと考えます。そこで、法案におきましては、第二条におきまして「国及び地方公共団体の責務」として、旧島民の帰島、それから現島民の生活の安定をはかること、そういうことを国及び地方公共団体の責務として掲げておるわけでございます。

この法案の第二章におきましては六カ条ございしますが、これが各法令の適用をそのまま適用したのではいろいろ問題が生じますので、特例を設けていきたいという章でございまして、選挙の特例、国民年金法の適用についての特例、労災、失保の特例、離職者の特例と、それから農地法の施行停止、これが具体的に法令の上がついてくるものでございしますが、選挙が、現在戸籍等も整備してありませんので、いろいろ選挙人名簿の作製等について特例が必要であらうと思ひます。また、参議院選挙が近いので、そういうような点にどういう特例を求めるか、これは法律が成立した段階で考えなければならぬ問題だと思ひます。国民年金、労災、失保それから離職者の措置についての法律關係は、まあ国民年金はそのまま適用されるわけですが、ただその場合に、期間計算等において不利がないように考えていきたいというふうに思っております。労災、失保それから離職者の關係は、これは法律そのものが適用されても、いままでの失業あるいは労災あるいは離職という關係がこれらの法律にそのままなるといふわけにもまいりませんので、そういう点も考慮してこれらの法律が適用されるように特例を設けていきたいと考えておるわけです。農地法の施行停止につきましては、現在、先ほど申し上げましたように、二十二年間も放置されていた關係で、現況がほとんど農地でございませぬ。したがって、現在の農地法はそのままでは適用されないわけでございしますが、今後帰島された方が再墾いたしますれば、そのままいきますと、農地法の適用がさ

れてくるわけでございます。ただ、この法案におきまして特別の措置を考へまして、一定期間内はこの法案の規定によつて農地法によつて考へているような耕作権の保護等をはかつていきたい、そして一定の期間経過後はこれを適用していく、そういうふうにしたいと思つております。第八条におきましてその他の法令で必要な暫定措置を考へるということでございます。

それから第三章は「権利の調整等」という章でございますが、先ほど申し上げましたように、現在住んでおられる百七十四名の方々の敷地の問題、返還と同時に無権限ということになつては困りますので、そういう点について賃借権の設定を考へるということでございます。また、水力発電施設あるいは水道関係の施設がございますので、その関係の使用権設定、それから昭和十九年に引き揚げ後は現況がほとんど農地でなくなつておりますので、その引き揚げの時点において耕作権を持つていた方々につきましては、何らかの形で保護をはかつていきたいということ、それから漁業の規制、これはいままでほとんど漁業が大々的に行なわれていなかつた小笠原が、急に返還と同時に本土の漁業関係者の方に乱獲されるということのないように、一定の基準で制限していきたい。特に現島民及び旧島民の方々が帰つて漁業を営み得るよう改良していきたいということでございます。鉱業権の問題も、昔あつた鉱業権者に優先的に出願を認めよう、こういうことでございます。

それから行政組織にいたしましては、村を、従来五カ村あつたのを今回はさしあつて一カ村として設置していきたい。これは現在住民が住んでおりますのは父島だけでございますので、全体含めて一カ村でございますが、そういう状態を一応前提として一カ村としたわけでございます。ただ、新しい村の執行機関あるいは議決機関等は直ちに選挙できませんので、それについても特例を認めていきたいと思ひます。

それから国の行政組織はやはり国が責任を持つ

て復興事業を推進していかなければならぬので、いろいろ国の事務を行なうための総合的な組織を考へていきたいと思ひます。都の昔ありました支庁の関係につきましては、特にこの法律ではうたつておりませんが、これは東京都が地方自治法に基づいて考へておきまされるべきものと思ひます。

それから特別におきましては、現島民及びこれから帰島する島民の就職の問題等を十分考へなければなりませんので、行政機関はできるだけ住民の採用をはかつていく。それから、住民の生活の安定のために国、地方公共団体が設置する施設を供用する道を開く。あるいは補助金の特例、あるいは住民の生活安定のための国有財産の譲与、貸し付け等、また緊急に必要な場合もございまして、特に短期間に限りまして簡易な手続で緊急使用ができる道を開く。また復興の計画的な円滑な推進をはかる必要がございますので、当分の間、土地の形質変更の制限をしていきたいというような条項が入つております。なお、復興法の制定も特にうたつております。以上の実定規定の関係で罰則を特に三カ条設けております。

それから、附則において裁判所の管轄の関係を明らかにいたしております。

以上が本法律案の内容でございます。

○委員長(伊藤五郎君) 本案に対する質疑はこれを後日に譲り、本日は一応この程度といたします。

○委員長(伊藤五郎君) 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○岡田宗司君 この琉球政府に対する資金の貸し付けに関する問題と離れて、現在米軍政府のもとに琉球開発金融公社というのがある。これが従来資金の貸し付け等を行なつてきたわけですが、ちよつとこれの現在の状況がどうなつておるか、それをお伺ひしたい。

○国務大臣(田中龍夫君) この開発金融公社で

ございますが、これは御案内のとおり、米側におきましてつくりまして……現在の貸し出し状況やなんか詳しく申し上げますか。

○岡田宗司君 そうですね、概略ひとつ。

○国務大臣(田中龍夫君) これは機関といたしましては、御案内のとおり、米側の機関でございます。われわれといたしましては、その現状の詳しいことは、担当局長が参りましたのでこちらから申し上げますが、方針といたしましては、これを琉球政府のほうに移管してもらいたいという日本側の希望を述べております。また、一本化のために、ぜひさうにしたい。ことに財政投融資等々の今回の措置にかんがみましても、さうなことが必要である、かように考へておる次第でございます。

それでは、担当の局長が参りましたから、この開発金融公社につきましての詳細な現状の御報告をまづいたさせます。

○政府委員(山野幸吉君) 琉球開発金融公社は一九五九年に布令でできました機関でございます。たが、現在資金は百五十八億円でございまして、最近におきまして非常な資金の増強がはかられておりませんので、新規融資の金額が非常に少なくつてまいりました。昨年度におきましては大体二十億前後の余裕金しかないということでありまして、従来、この公社は住宅資金、それから農林漁業、あるいは観光事業その他の中小企業を中心に融資してまいりましたが、この二、三年前までは六十億程度の資金がございましたけれども、昨年は二十億程度の資金しかございせんので、したがひまして、その融資の対象もきつめて制約された現状になつておるわけでございます。

○岡田宗司君 これは、どうしてさういふふうな六十億ほどあつた資金が二十億に減つたんですか。

○政府委員(山野幸吉君) 従来は米側から資金の新規増額等が行なわれておつたわけでございます。ところが、ここ三年ぐらゐ前からさういふ新規資金の増強が行なわれないというふうなことに

よりまして、だんだん新規の貸し付け資金が不足してきたという状況になつております。

○岡田宗司君 なぜ、その新規資金をアメリカが出さなくなつたのか。それからまた、その資金はこれまでどこから出たのかですね。そして、なぜそれが出さなくなつたのか、そのことをお伺ひしたいんですがね。

○政府委員(山野幸吉君) この資金のおもなるものは余剰農産物のガリオア資金と申しますか、そういう資金の、いわゆる余剰農産物の売り上げ代金を中心とした資金でございます。それと、このすでに貸し付けました資金の償還金とが中心になつておるわけでございますが、さういふ資金におきまして、新規のさういふ資金投入がもうなくなつてきたというのが実情でございます。

○岡田宗司君 その資金がなくなつたというんだが、それは余剰農産物をアメリカ側がもう沖縄に出さなくなつたと、さういふことですか。

○政府委員(山野幸吉君) 従来、一九五〇年以降米政府のいわゆる出資額としましては毎年度二億ドルから三億ドル、多いときには三億五千万ドル程度、一九六三年まで出資があつたわけでございます。ところが、一九六三年で申しますと二億五千万ドル出資があつたわけでございますが、一九六四年以降その新規出資がない。で、利益剰余金等であつたので、だんだん新規融資分の原資が少なくなつてきたというのが実情でございます。

○岡田宗司君 その米政府が出資しなくなった理由です、これはドルの節約によるものですか。

○政府委員(山野幸吉君) これは一九六四年からでございますから、特にドル危機の問題なり、さういふ問題ではございせん、むしろ、沖縄におけるそのほかの直接投資をなくしちゃいかん部分があつてきた。たとえば水道でございますとか、あるいは電気でございますとか、その他の関係の投資があつた影響ではないかと、私もさういふふうに考へております。

○岡田宗司君 これはドル危機には直接関係はないでしようけれども、その前からアメリカ側が海外で使うドルの節約をやっていた。そういうことと関連があつて、つまり、沖縄の民生のために使う金はしぼっていき、しかし、水道であるとか、あるいは電力であるとか、つまり、発電とか、こういう、アメリカの沖縄に行つておる軍の需要に關係のあるもののほうへ金を回す。こういう政策のためではないですか。

○政府委員(山野幸吉君) その詳しい内容は私どもははつきりはつかんでおりませんが、しかし、しかし、全体として最近の資金が四千八百万ドル前後になつたわけでございまして、したがういまして、そのうち出資した額が二千六百万ドル前後になつておるわけでございまして、したがういまして、そういう体制で一応安定さしていきたいという気持ちがあつたことと、それから、まあここ二、三年来、実は開発金融公社で公債を発行する、最近その結論が大体出たようでございまして、そういう動きもございまして、この新規出資をやめたというふうなことに関連しておるのではないかと私は考えております。

○岡田宗司君 余剰農産物の売り上げ代金は相当ここに入つてゐるわけですね。この分はどうなんですか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在は入れておりません。

○岡田宗司君 そうすると、つまり、余剰農産物はもう沖縄へ来てないのか、あるいは、来ていてもその代金はすぐにアメリカに払われてしまつてゐるのか、そこはどうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在は余剰農産物の売り上げ代金は、公法四八〇号というのに基づく開発金融公社が米側から委託を受けて、公法四八〇号に基づく貸し付け金として運用しておる、したがつて、開発金融公社の一般資金の中へ入つてこない、こういうことになつておるようでございします。

○岡田宗司君 それは別個に融通はされておるの

ですか。融資されておるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) そのとおりでございします。

○岡田宗司君 それは従来総額でどのくらいになつておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) 一九六七年六月三十日現在におきまして七百八十万三千ドルでございします。

○岡田宗司君 つまり、琉球開発金融公社の仕事は、資金量が非常に減つたために縮小された、こういうことになつてゐるわけで、まあ、米軍政府でも、縮小されたものであるならば、琉球政府側に委託してもよろしい、こういうことになつてゐるのですかね、その点どうなんですか。

○政府委員(山野幸吉君) まあ私どもは、委託されたそういう、いま申しました四八〇号の貸し付け金の問題もありますから、全体といたしましては、米民政府で管理してきた体制を続けたいという気持ちは依然としてあると思ひます。しかし、過般の日米琉球諮問委員会が琉球政府側から特にこの移管の問題を強く議題にして、移管を検討してもらいたいという申し出があつて、そこで、それではひとつ本土の民間の金融の専門家を長とした調査団に沖縄へ来てもらつて、長くて半年のうちに結論を出して、その結論でこの移管問題をきめようというところに民政府のほうで踏み切られた、こういううぐあいに考へておるのであります。特にこの原資から言つても、非常に新規投資も少なくなつたからこの際移管してもいいというふうな事態とは、ちよつと多少違ふと思ひわけでございます。

○岡田宗司君 それは外からの見方だからにですけれども、日米琉球諮問委員会が琉球政府側の代表が出したこの問題が取り上げられたということは、大体アメリカ側でもこの機関を琉球政府側に委託してもよろしいという考え方からだと、そう推定していいでしょうか。

○政府委員(山野幸吉君) この開発金融公社の移管問題は、先生御案内のように、ここ数年來の日

琉双方の強い願望であつたわけでありまして、実は私も今度の二十八億円を出すにつきましても、できれば移管してもらつて新しい機関をつくつてというのを考へていたわけでございします。そういう中で、日本政府のほうも、そういう開発金融公社の移管問題も議題にしたいというところも発言しておつたわけでございしますが、この機会にそれとつと調査をしてその結論で考えようというその裏には、やはりそういうことも含めて米側としては考へておられるように考へるのであります。

○岡田宗司君 その調査団は構成がすでにきまつたのですか、もう政府のほうから委嘱したのですか。

○政府委員(山野幸吉君) 諮問委員会で勧告がなされまして、高瀬代表のほうから日本政府のほうへそういう話がありました。実はその団長に予定されておる人がいま海外旅行中でございまして、九日か十日ころに帰りになるように聞いておりますので、そのあとで、政府側としては御当人にお会いしてよくお話ししてからきめていきたいと、かように考へております。

○岡田宗司君 そうすると、この移管問題は、このつと琉球政府の新規の予算年度からは間に合わないわけですね。

○政府委員(山野幸吉君) 今度の予算——新会計年度には間に合いません。

○岡田宗司君 そうすると、今回日本側から融資をする金はこの新しい金融機関を通じてではなくて、従来の金融機関を通じて、たとえば農林漁業中央金庫ですか、あるいは大衆金融公庫ですか、あるいはものを通じて流されることになるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) 御指摘のとおりでございまして、さしあたりは琉球政府の産投会計に入れます。産投会計から特別会計を通じて大衆金融公庫に、その産業開発資金は大衆金融公庫を通じて貸し出す。大衆金融公庫は、本土で申しますと、国民金融公庫と中小企業金融公庫の機能

を兼ねておりますので、その法律を、立法を改正してもらひまして、大衆金融公庫が取り扱つていくということになるかと思ひわけでありします。

○岡田宗司君 あれですね、沖縄においてはあまり大きな企業はないわけですが、農林漁業方面に対する融資というものと、それからいふ言つたような中小企業、零細企業に対する融資と二本立てになるわけですね。その片一方の農林漁業に対するほうの融資については、いま琉球政府はどういう方法をもつてやつておられるか。その資金量は十分なのか。十分でないとするれば、日本側はこれどうめんどうを見るのか、あるいは琉球政府はその資金をどういうふうにして調達するのか、そこはどうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 農林漁業中央金庫は一九五二年、昭和二十七年に設立されたわけでございしますが、大体この沖縄の農林団体全体を通じて本土の場合と比較しますと、非常に基礎が脆弱でございまして、したがういまして、農業の中心的な金融機関である農林漁業中央金庫の實力と申しますか、そういう資金内容も、本土と比較しますと、きつめて見劣りがする。大体出資金の九割五分までは政府が出資しております。一九六七年末で三十六億円でございします。貸し付け残高は六十一億でございまして、もちろん中金のような系統金融の仕事もやつておりますが、この政府出資金を中心にして農林漁業金融公庫のような長期金融も扱つております。そういう面で、農林漁業の経営の合理化等にある程度貢献しておるわけでございますが、まあ全体としましては、この傘下における農林関係諸団体の力も貧弱でございしますし、それから農林業、漁業そのものの産業の事態と申しますか、そういうものもそうあんまり活発ではない。そういうことから、その機能にはおのずから限界がございしますが、現在は農林漁業振興のための中心的な役割りを果たしておるわけでございます。

○岡田宗司君 これに対しては、今度日本側からの融資といいますが、それは行なわれないんですか。

○政府委員(山野幸吉君) 農林漁業中央金庫に対しては出資が一億七千万、これは援助費の中で全くの出資でございます。それから産業開発連資金から、二億七千万が農林漁業に行くことになっております。

○岡田宗司君 沖繩のように第一次産業に依存しておるようなところで、しかも基盤が非常に貧弱なところというところは、やはりもっと融資すべきじゃないでしょうか。今度は大衆金融公庫を通じてこれは主として中小零細企業に貸し付けます。これは資金の需要が非常に大きいのでそういう措置をとられたんだと思うけれども、いまあなたの説明では、どうも農林漁業中央金庫に対する融資の額が小さいです。沖繩の産業の現状から見ると、このほうも振興にもっとやはり融資をすべきじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○政府委員(山野幸吉君) 沖繩の農林漁業の活動の実態の問題とも関連するわけでございますが、全体の農林漁業中央金庫の資金を申し上げますと、六十六億五千八百万が全体でございます。そのうち、いわゆる貸し付け金の回収が……

○岡田宗司君 ドルで言ってくださいよ。向こうのやつはやっぱりドルでないとね、ちょっと頭に來ないんだな。

○政府委員(山野幸吉君) ちょっとここでは実は円で出ておりますが、二千万ドルまで行かないわけでございます。そのうち五十七億が回収金になっております。そうしまして、財政、いわゆる産投会計からの出資が三億九千万、それから、いわゆる資金運用部の貸し付け等で九億二千万、こういうことでございまして、全体の八割までは回収金でまかなっておるわけでございます。ただいま御指摘になりました今後の運営の問題等につきましては、ここのひとつ運用の実績を見まして、私ども十分その内容についてあらためて検討もし対処をしていきたい、かように考えております。

○岡田宗司君 私ども向こうへ行つて見て、沖繩の農業、林業というのがあるかないかということとは別として、林業、それから漁業、これが非常に貧弱なんです。そして、近代化どころの騒ぎじゃないんです。しかし、沖繩における第一次産業というものがまだ沖繩の経済の重要な基礎になっている以上は、もっとこのめんどろを見てやつて、そうして旧態依然たるものを何とかもう少し近代化への道を歩ませるようになければ、私は沖繩の経済全体をよくすることはできないと思う。そうすると、この面に対してはと政府がやっぱり力をかけてやらなければならぬのじゃないか、こう考えるんで、やはりいろいろな施策が必要でしうけれども、この金融の面においても十分に政府として力を入れるべきだ。今回のなに見ておると、そういう面に力が入る方が足りないように思うんですが、それは注文ですから別にいまお答えいただくなくてもいいが、大臣の見解だけはお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) お話しの点につきましては、私も現地に参りまして全く同様に感じております。なおまた、こういうふうな農林漁業関係の開発にあたりまして、一方におきましては、御案内のとおり甘藷糖の生産状況等もございまして、この面におきましてもやっぱりまだまだ改良しうなればならぬ面が残っております。それからまた、畜力の導入とか何とかという面におきましても、いろいろこれらの計画を考へましても、ただいま御高見がありましたその面につきましては全く同感でございます。われわれもその方向に向かひまして今後施策をいたしたい、かように考えております。

○岡田宗司君 次に、琉球開発金融公社ですね、これが今後琉球政府側のはうに移管される、こういうことになって、何か新しい公的な金融機関がでますね。で、おそらく、これを琉球政府側に委譲してくれと言ふ琉球政府でも新しい金融機関についての構想を持っておると思ひます。日本側でもそういう構想があるかと思ひます。もちろん、

ん、調査団が行つて、その調査団が公式の報告を諮問委員会に出すことになって、それを基礎にして新しいものがつくられるのでしようが、しかし、それまでになおかつ、琉球政府側にしても、日本政府側にしても、大体こういうものにしたかどうかという考え方は持つておるだらうと思ひます。それはどうなんですか。

○政府委員(山野幸吉君) これは先ほどちょっと申し上げましたように、大衆金融公庫がまず国民金融公庫と中小企業金融公庫の両方の役割りを持つております。したがひまして、おそらく、かりに将来開発金融公社が琉球政府に移管になった場合には、それを中心にしまして産業金融の機関としてどういふ構想で整備するかという問題を検討する際には、当然大衆金融公庫との関連もまず考へなければならぬだらうと思ひます。したがひまして、まあ本土で言いますれば中小企業の公庫とそれから開発銀行、本土にありますが開発銀行のような機能、そういうものを大体合はしたような機能にすることが考えられるわけでございます。しかし、ただいまのところまだ、こういうぐあいには、ただいまのところまだ、こういうぐあいにしたい、こういう構想でいたしたいという琉球政府側の意見はまゝとつておりませんし、したがひましてまた、日本政府の側においても、まだそこまで具体的な構想がまゝとつていないわけでございます。

○岡田宗司君 大体、農林漁業中央金庫と、それから、いま言ったような開発銀行と中小企業金融公庫ですか、これが合はつたような、要するに鉱工業向けのものと、それから小企業、零細企業向けのもの、三本立てという形になる、こう理解していいですか。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま御指摘になつたようなそういう考え方にならうかと思ひます。が、これもまだ確定したわけではございません。

○岡田宗司君 それから、琉球開発金融公社に委託されている、その例の余剰農産物の売却資金、これはそのまゝ民政府のほうに残すのですか、それとも、それも一緒に移管されるのですか。

○政府委員(山野幸吉君) この問題は、実はまだ私どもも、移管時における余剰農産物資金の取り扱い等については深く検討をして態度をきめているわけではございません。一部聞くところによりますと、琉球政府の側としては、余剰農産物資金で開発金融公社に出資されたものは琉球政府のものであるというふうなことを考へておられるようございまして、その資金の取り扱い等についてはまだ現在結論を出す段階になつておりません。したがひまして、専門的な調査団が行かれました研究されまして、それについての開金のあり方についての方向が出される際には、おそらくその従来の資金の取り扱い等についてもいろいろ方針が示されるだらうと思ひます。そのようなことを考へ、参考にしながら私どもも十分この問題を検討してまいりたいと思ひます。

○岡田宗司君 もしこの余剰農産物の資金の運用ですね、余剰農産物売却代金の運用ということが米民政府の手元に戻されて、せつかく琉球政府のほうに委譲されて、そうして三本立ての機関ができて、これがかなりいろいろな面で乱される、そういう問題が起ると思ひます。だから私は、米民政府が琉球政府にこの機関を委譲するならば、この余剰農産物の代金の運用も、これはやはり一緒にそつちへ移さるべきもので、決して民政府に残しておくべきものではない、こういうふうにするのがいい。その点は大臣はどうお考へになるか。

○国務大臣(田中龍夫君) お話しの点はよく私どももわかるわけでございますけれども、ぜひそのようにやりたいと思ひますが、なかなかその点は今後のいろいろ折衝もあらうかと存じます。今後の点につきましてまだ明確にお答えをいたしかねます。御意見の点は、基本的にはわれわれも同様に考へておる次第でございます。

○岡田宗司君 これは、せつかくあなたの方のほうで一体化する予定ならば、残しておかないほうがいいと思ひます。それはもう遠慮なく、これはやはり一緒にこつちへ移してしまえというように交

渉さるべきだと思ふのですよ。そうしていただきたいと思ひます。

それから、これは直接融資の問題と関係ないのですけれども、民政府のもとに電力と水道が経営されていますね。あれは一体どうするのですか。あれがなかなか移管もむずかしい問題を含んでいると思ふのですけれども、これを何とかしなければならぬと思ふのですが、これはどう考えておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) この琉球公社につきましても、基本的な考え方は、やはり琉球政府に移管すべきものというところについては、日本政府もさように考えております。ただ、現状におきましては、いろいろ軍需民需との大体需用から見まして、水力は若干民需が多いようでございますが、また、火力は若干軍需が多いようになっておりますが、その使用の実態、それから、現実まで建設してきましてはほとんど一〇〇%米側の力によって建設されてきたというところもございまして、それから、将来の電力と水道の開発の計画というふうなものとも関連しまして、たとえば水道について申しますと、将来のダム構想から言つて、基地の中ではなくて、ほかへ新規のダムをつくる計画もございまして、そういうような時点になると、移管問題も相当現実より変わってくると思ひます。そういう、電力についても今後の工業の発展に伴ういろいろな需給のバランスも変わつてまいりますし、また、新しい電力事業をどういう形で興すかというところも関連しまして、将来適当な時点にはぜひひとつ琉球政府のほうに移管してもらいたい、それからまた、琉球政府自体もそのような考え方でございまして、

○岡田宗司君 工業が発展していく。あるいは人口が増加していく。要するに、沖縄の経済が発展していくと、電力の需用というものがどんどんふえていくわけですね。新しい発電施設をつくらなきゃならぬ。その発電施設は、いまの軍側が独占的につくるということになっていきますと、これはとうてい沖縄における経済発展にマッチしたものでなく、依然として軍需第一ということになつてしまふので、その面から沖縄の経済発展というものはチェックされていくと思ふのですよ。現在琉球政府としては、いまの米民政府側の持つておる機関は別として、別個に琉球政府側で発電施設をつくる、あるいは水道施設をつくる、そういう計画があるのか、それに対してアメリカ側がそれを許すか、その点はどうなつておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) 本島に關します限りは、非常に狭い地域でございまして、したがうして、軍需、民需といつて特に分けて発電をつくるということがはたして適当かどうか、そのこと自体も問題だと思ひますが、琉球政府で現在民需だけにこの公社と離れてそういう計画を持つておるように私は私どもは聞いておりません。したがうして、どうせ琉球政府に移管してもらつたら、軍需も民需も合わせた現在の電力公社の持つておる全体を琉球政府に移してもらつたというほうが私は妥当だろつと思つております。

○岡田宗司君 私、まあそれができて、そうして、琉球政府側でそれを経営していくということになれば一番いいと思ふのです。ところが、いまのままではつておくと、どうも、水道にしても電力にしても、民需のほうは第二にされてしまふ。そうして、水道なんか、片方は夏場水して水の使用の制限をしておるにかかわらず、基地の中ではゴルフ場の芝生にどんなスプリンクラーで水をまいておるといふような事態があるわけでしょう。こういうようなことは早くなくさなくてはならないわけですよ。だから、こういうことをいつまでも続けたら、一体化もくそも何もないものじゃありません。電気でも同じだと思ふのです。それを考えると、もし向こう側で手放さないといふことになれば、これはやはり、軍のほうは軍のほうでもつておやりなさい、しかし、琉球政府側としては人数の増加に伴つてこうしなきゃならぬと、いふことぐらいいいかなきゃならぬわけじゃないですか。日本政府としてそれを援助してやつていくことが必要なら

んじやないでしようかね、どうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在までのところ、実は水道にしましても、電気にしましても、建設計画が全体としてマスター・プランが立てられてきましたから、したがうして、そういう特に琉球政府単独で民需のための建設計画をつくるということにはなつていないわけでございます。しかし、そうかと申しまして、いま御指摘になりましたような点については私どもも十分理解できるわけでございますので、琉球政府のほうの意見を十分聞きまして、日本政府としても琉球政府の考え方をひとつバックアップしていきたい。ただいまのところはそういうような動きがございせんが、将来の問題としては、場合によればそういう方向も考えられるかと思つてございまして。

○岡田宗司君 これもこの法案と直接関係がないのですけれども、高等弁務官資金というのがあるんですね。高等弁務官が自分の使える金としていろいろ使つておるわけですが、これはなかなか政治的な目的というのか、政治的な意味を持つた使用が行なわれているのです。あんなことはもうこの際やめてもらつていいと思ふのですが、どうですか。あれをやめさせる提案ぐらいいしたらどんなのですか。諮問委員会を通じてそれを提案したらどうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 高等弁務官資金につきましては、かねてから批判なりあるいは改善なりについて各方面からいろいろな意見のあることは御指摘のとおりでございますが、まあ実態から申しますと、最近はこの高等弁務官資金の中でも、たとえばいまお話に出ました開発金融公社とか、あるいは電力、水道公社とか、そういうところへの建設資金等が相当程度出されておまして、いわゆる一般的に御指摘になつたような方向で出されておる資金は毎年漸減してまいつておるわけでございます。まあ、そういうようなこともありまして、私どもとしましては、いまの時点でこれを特に取り上げてどうこういふような気持ちはいまのところは考えていません。

○岡田宗司君 あれは、自分も行つてみて聞いてみるとけしからぬですね。非常に露骨です、とにかく。ある村の村長が簡易水道を引いてくれと、それでもつて言ひに行つても、その村長は革新系だからそんなのはだめだと、こういうのです。それから与党系のところへはそれを盛んに流す。自分も出てきて、その金を出す、資金をやるのか、そしていかに与党の選挙政策を大いに促進するようにやつておるのです。ああいうことは、私は幾らアメリカが施政権をあたふた持つておるといふても、ずいぶん人をばかにしたやり方だと思ふのです。大体ああいうことをやるというのは、よほど沖縄の人たちには自治能力がないのだというふうに見くびつてやつておるとしか思ひえない。だから率直に、ああいうことはおやめなさいといふぐらひに総務長官言つたらどうかと思ふんですが、どうでしょう。

○岡田宗司君 御存じにならないじや困るので、ああいうものが非常に沖縄の人たちに不愉快な感じを与えておるんですね。実情は、琉球政府の諸君はあなたにそんなことは言わぬかもしれぬが、新聞社の人に聞いてもらひなさい、みんなそのやり方をよく知つておるから。あなたもひとつ、高等弁務官に会つたら、あんなやり方はおやめなさいぐらひ言つたらいいと思ふんですが、どうでしょう。

○岡田宗司君 次にお伺ひしたいのは、今後資金を毎年流していくということになると、やつぱりこれは向こうの長期計画、長期の経済復興計画といひますか、経済開発計画といひますか、それと関連があるわけですが、まあ、たとえばこれから五カ

年ぐらゐに毎年どれぐらゐずつ内地から資金を流していかのか。そういう計画は——大体の計画で、これはお持ちになつてゐるのかどうか。これは大蔵省のほうでおわかりなんでしょう。

○政府委員(山野幸吉君) ただいま御指摘になりました、沖縄の経済開発についてのたとえば五カ年計画のようなものがあつて、それに基づいて本土政府のほうから毎年計画的に金を出すというふうなことになるおればこれは理想的でございませうが、現在のところ、沖縄の経済の長期計画につきましては、まだ米琉それから日本本土政府としましては検討中の段階でございまして、そういう長期的な計画を持つていないわけでございまして、したがつて、明年度の二十八億円の長期資金の計画にしまして、明年度琉球政府が想定して、いま資金計画に基づいて、それに従ひまして琉球政府のほうでまかなえる長期資金とまかなえない部分を区分けをしまして、その不足分に對して日本政府が援助をしたというきわめて現実的なやり方をしておるわけでございまして、まあ将来は、近い将来は、ひとつ御指摘になりましたような計画的な経済計画のようなものに基づいて長期資金が策定されれば望ましいことだと、かように考へております。

○岡田宗司君 まだ長期計画ができていないから、きつとした計画を立てて資金を流せと言ふことは無理かもしれない。しかしながら、こつち側だつて、まあ毎年沖縄に対する財政支出というものはふえてゐるわけですね。それで、まあ沖縄における経済の発展もずつと行なわれているわけですね。資金の需要が増大するといふことは目に見えてゐる。いま言つたように、大衆金融公庫を通じて貸し出し額についてことは重点を置いたわけでありまして、さつき言つたように、農林漁業のほうに対する融資は日本側としては非常に少ない。しかし、これも増大しなければならぬ。こういうことになつてきますと、来年度だつてどうしてもふやさなければならぬといふことは言えるのじゃないですか。長いことは言わな

いけれども、来年はことしよりもふやさなければならぬといふことだけは言えるんじゃないですか。どうですか。

○政府委員(山野幸吉君) 総理府の立場から申しますと、先生いまおっしゃいましたような気持ちに近いと思いますが、日本政府としましては、まだ来年度の計画について遺憾ながらはつきりと申し上げるわけにいかないわけでございまして、この運用の実態をよく見まして、御意見の趣旨も尊重しまして明年度の計画は立ててまいりたいと思ひます。

○岡田宗司君 会計年度の食い違いですね、ことしの二十八億というのは、どうせことしの七月一日からの分でしょう。また来年の六月三十日まで分ですね。そうすると、日本政府が来年度の予算で組む分については、その次の会計年度の分になるわけですね。たとえば、来年の四十四年度の予算、それは来年の七月一日から始まる琉球政府の予算に組み入れられることになるわけでしょ。そうすると、来年度の予算においてふえていく分を組み込まないで、向こうのつまり経済の発展に追いつけないということになる。向こうの会計年度がまだ始まらないうちに必要なきやならぬでしよう。そうすると、向こうの会計年度でちゃんと予算がきまつてからこちら側がそれに応ずるのでなく、それより前にこつちで見込みをつけてふやしてやらなければならぬといふ問題が起るのじゃないですか。

の部分とに去年から区分しておるわけでございまして、したがつて、全体としては、平年度化しますと十二月にわたつて資金が向こうへ充当されることになりまして、いづれにしましても、前年度に、しかも明年の七月以降の資金需要に對して計画を組むということは非常にむずかしい点があるわけにございまして、この点につきましては、琉球政府のほうで私どもの予算策定時までにできるだけ正確な見通しを立ててもらひまして、それに基つて私どもが本土政府の援助金なりあるいは財政投融資の融通額をきめていかなければいかぬ、こういうことではございませう。

○岡田宗司君 これ、大蔵省の理財局の資金課長さん来ておいでだから聞くのですが、沖縄に對する財政支出もほとんど出てる。今度は財政投融資のほうもこれはおそろくそういう傾向を示すのじゃないかと思ひますがね。来年度については本年度並みの増加のペースンテージが見込めるものかどうか。ゼロというのではないだらうと思ふのですがね、どうでしょう。

○説明員(大蔵公雄君) ただいま先生から御指摘がございまして、本年度から資金運用部資金が、この法律をお認めいただければ、沖縄に對して融資をするということになるわけでございまして、御指摘のように、沖縄五カ年計画と申しますか、将来のほうきつりした経済開発計画ができません段階におきまして資金運用部資金を融通するといふことは非常にだらしがないではないかといふ御意見もあるかと思ひますけれども、現在、少なくとも現状におきまして沖縄の方々が非常に少なくて、しかも、経済開発のための四十三年度におきまして融通資金が非常にショートしておる、こういうことを前提といたしましてこの法律を御審議いただくことによりまして、日本政府として沖縄に對する資金を融通するといふことをおきめいただきたいと思つておるわけにございまして、私どももいたしして、できるだけ早く沖縄の経済開発五カ年計画といふものがやはり相

に伴ひまして毎年毎年日本政府として沖縄に對して出します金が確定をいたしますればそれにこしたことはないと思つておるわけにございませうが、いづれにいたしましても、経済開発の進展に伴ひまして資金需要が徐々にふえていく、できるだけそれに即応して考えていきたいといふふうには考へてゐるわけでございまして、ただし、現在の段階におきまして明年度のくらしいふやすつともがあるかといふような御質問でございまして、私もはつきりしたお答えをいたしかねるわけにございませうけれども、いづれにいたしまして、かかる資金運用部資金といふものの融通を日本政府にいたしまして踏み切りました以上、それが有効に使われますように、沖縄の経済開発に對してできるだけ協力をするという姿勢で對処していきたいと思つております。

○春日正一君 二十八億円で、財政資金を投資するわけにすけれども、その渡し方ですね、これはどういふ形になるわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) 日本政府のほうから向こうの産業投資特別会計といふところを通しまして、それぞれの、たとえば農林中金あるいは大衆金融公庫等への資金供給がなされるということにございませう。

○春日正一君 つまり、こういうことですか。日本政府から直接に琉球政府の産投会計に入ると、それが今度は、いま言つた琉球開発金融公社ですか、それにこつち入つてくると、こういう経路をとるわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) 開発金融公社へは行きません。これは開発金融公社の移管問題が片づきませんから、したがつて、その分は向こうの大衆金融公庫といふ琉球政府が管理してゐる金融機関に渡します。

○春日正一君 そうすると、その使い道はどうなつておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) これは各金融機関につきまして、琉球政府側でそれぞれ業務方法書をつくらせておきまして、その業務方法書に基づきまし

て、たとえば漁船建造でございすとか、あるいは農業関係の資金とか、あるいは観光その他産業資金にそれぞれ供給されるわけでございす。もっぱら琉球政府で、各公庫でつくつておられます業務方法書、さらにはその公庫の立法、それぞれの法律に従つて運用されるということでございす。

○春日正一君 そうするとあれですか、二十八億入れてやつて、そういう形で琉球政府がきめる、どこへどれだけ分配されて、どう使われるという事ははっきりしてないのですか。

○政府委員(山野幸吉君) ですから、大衆金融公庫へ幾ら、あるいは農林漁業金融公庫へ幾ら、そういう大ワケは日本政府のほうで、この協議委員会できまつておりまして、その中の資金をどう使つか、その各事業別のこまかい資金量は、これはそれぞれの公庫がきめていくことになるうかと思ひます。

○春日正一君 そのわかっているところまで、農林漁業ですか、大衆金融公庫ですか、こういうものにどれだけというようなことはわかつていますか。

○政府委員(山野幸吉君) 農林中金に對しましては二億七千万、それから漁船建造資金特別会計に一億、大衆金融公庫に九千万、産業開発特別会計、これは特別会計を通じて大衆金融公庫へ行く金でございす。産業開発特別会計へ十二億六千万、それから住宅建設特別会計に十億八千万でございす。

○春日正一君 住宅のほうですね、そうすると、これは特別会計というのは琉球政府の特別会計になつておるわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) さようでございす。○春日正一君 沖縄の住宅の事情ですね、これはどういふふうになつていますか。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、沖縄の住宅事情につきましても、実は本土以上に那覇市に集中する度合いが相当高いというやうな事情もございまして、住宅難世帯は本土の場合より相当多いわけ

でございす。一九六〇年に、昭和三十五年に調べた調査によりますと、全沖縄の住宅難世帯は五万四千世帯、住宅難の率が約二八%と報告されております。特にその場合、那覇市の住宅不足が非常に著しく、約二万戸であるということがいわれております。これに對しまして琉球政府は鋭意住宅の整備をはかつてまいつておりますが、現時点におきましてもまだ住宅不足状況は相当深刻であるというやうなことに考えられます。

○春日正一君 住宅で一番困つてゐる人、どういふ人たちが困つてゐますか。

○政府委員(山野幸吉君) その階層別には私も詳しくわかりませんが、一般的に申しまして、やはり低所得者階層の人が多いのじやないかと思ひます。

○春日正一君 今度の住宅建設に入れられる金ほどのくらいでしたか、この中で。

○政府委員(山野幸吉君) 十億八千万の資金をもちまして大体約一千戸の——日本住宅金融公庫で貸し付けて住宅を建てておられますが、あれと大体同じやうな方式で約一千戸を建設したい。このほかに、実は公営住宅の建設に對しまして約二百六十戸程度援助金で見ることになつております。

○春日正一君 そのところですね、低所得者が一番困つてゐる。こういう人たちは、これは百万円借りて家建てて払つてというとはなかなか困難です。一定の資産なり所得のある人は公庫から借りてこれは建てられますけれども、むしろ公庫から借りられない人が一番困つてゐるし、一番解決してやらなければならぬ。そういう場合に、公営のほうにはたつた二百六十戸、金借りて建てるほうは千戸というのは、これはおかしいじやないですか。

○政府委員(山野幸吉君) これは、いま申し上げましたのは、日本政府の援助費に關連して申し上げたのですが、全体では琉球政府の明年度の建設計画は千八百二十戸でございす。公営住宅が五百二十戸でございす。それから、琉球土地住宅

公社が三百戸ございまして、そのほかに千戸の長期資金による住宅建設があるわけでございす。

○春日正一君 いまこれで意見聞くのは、これは日本の本土の場合でもそうだけれども、一番困つてゐる人、そういう人たちは一番劣悪な住宅条件に住んでゐるわけですね。大体、自分で頭金つくつて金借りて返してゐるという人は、まあまあ、困つてゐるという場合が多いのですが、いものに住んでゐるという場合が多いのですが、しかし、東京の多くの場合を見ると、四層半に何人、そういう人が非常に多い。だから、やはり政府が一体化ということとで沖縄の県民の一番困つてゐる問題にこたえて金を使うということにすれば、やはり公営住宅というやうなもの、一番困つてゐる人々のためのものをたくさん出すようにしなければならぬのじやないか。そういう点から見ると、このいま説明された二百六十戸あるいは琉球政府の千八百戸の中でも、公営は五百何十戸ですか、というやうな比率を見ると、これは逆に

なつておる。私はやはり公営住宅をたくさん建てて、自力で自分の氣に入つた家を建てたいという人には融資をしてあげるといふたてまえにしてあげないと、ほんとうの住宅の要求にこたえないといふことにならないのじやないか、そういうふうには私は考える。その点、長官どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(田中龍夫君) これは春日先生のおっしゃるとおりでございすが、しかし、いまの計画は、これはわれわれのほうの事務当局と先方の琉球政府とのいろいろ打ち合わせでさうになつておると考えるのでございす。琉球政府自体どのような公営と一般との関係の需給状況にありま

すか、私、つまびらかでございせんが、その点、ひとつ、交渉にあたりました当局から、ちよつと詳しく申し上げさせます。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、公営住宅につきましても、実は日本政府は昭和三十八年度ころから毎年度百戸内外のものを建ててまいつていまして、それで、特に一昨年でございまして、宮古

台風がありまして百九十戸の援助を行つたわけでございす。で、明年度は、琉球政府のほうにも、いま申しました五百数十戸をぜひ建設したいという要望もございまして、五百二十戸の中の約半分——二百六十戸という戸数の援助を行なうことにしたわけでございす。で、その後におきまして、実は財政投融資の問題がでて、まあ住宅が不足だからとにかく住宅についてひととつ前後のものを援助しよう、そうすれば一千戸というものが解消できるのではないかとということで、私も、そういう琉球政府の要望を入れて計画化したわけでございす。したがうして、むしろ、従来建てていきました公営住宅を倍に、公営住宅の基準を、去年から比較しますと約七十戸ふえておられますが、ふやしたほかに、新しくそういう千戸が建つ、こういうやうな御理解をいただきたいわけでございす。で、もちろん、そう申しましたからといひます。で、ひとつ今後とも、そういう公営住宅、低所得者層の住宅に對しましては、私どもも今後十分力を入れてまいりたい、かように考えておるわけでございす。

○春日正一君 それで、産投会計の十二億という金が一番多いんですが、これが大体どういふうに使われるわけですか。

○政府委員(山野幸吉君) この産投会計に對しましては、いま申しましたやうに、この大衆金融公庫が引き受け機関になつてやるわけでございすが、これは、沖縄の産業開発のための各種の中小企業の振興のための一般的な資金でございまして、たとえば木材加工業もございすし、あるいは砂糖・パインの関係の産業もございすし、あるいは海運振興等の資金にも向けられますし、また、その他沖縄の一般的な地場産業の面に充たされるものと考えております。

○春日正一君 この大衆金融公庫というものの性格、それからその営業の内容ですね、そういうやうなものはいまどういふあれなんです。こつちのとばで言うところ「大衆金融」と言うから、まあちよつと、えらい、こつち大衆の零細なものだけを對象に

したように考えられるのですけれども、そういうものだけを対象にするのか。

○政府委員(山野幸吉君) 先ほど岡田先生の御質問にもお答えしましたが、一方では、いわゆる国民金融公庫の機能を果たしてある、その面では生活資金なりあるいは生業資金の全く庶民金融をやっておる。それからもう一つの性格は、中小企業金融公庫の役割りをしております、中小企業の近代化、合理化のための資金貸し付けを行なう、こういう両方の性格を備えたのが大衆金融公庫でございます。

○春日正一君 そうすると、それはそういうふうな性格ははっきりしておるわけですか、中小企業に限るといふふうなふうに。

○政府委員(山野幸吉君) それははっきりしております。

○春日正一君 それじゃ、衆議院の特別委員会、この法案に対する附帯決議が出て、「基地依存経済の体制を改善し、経済の自立体制とその安定した発展を確保するため長期計画を速やかに樹立すること」といふふうに言っておりますが、まあ、アメリカのほうでは、アメリカは無制限な基地の使用を認めない限りこれを手放すことは不可能だといふようなことを、最近でもザブロッキといふ人は言っているのです。そうすると、いまあれほどの基地が大きな比重を占めている沖縄の産業が、先ほど言われたように、電力から水道から金融から、みんなアメリカに握られてしまっているというふうな状態のもので、どういふふうにしてこの基地の依存経済といふものを體質改善しようとするのか、できるのか、そういう見通しですね、考え方、そこらを聞かしてもらいたいのです。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、非常にむずかしい問題でございますが、沖縄の本土復帰に備えまして、沖縄の経済の自立する力をだんだんに増強していかなきゃいかぬことは、これはもう間違いないことでございます。したがって、そういう面から、沖縄のたとえば五カ年計画とか、あ

るいは十カ年計画とか、将来の展望を包含しました一つの長期経済計画をつくらうということ、現在米境において検討され、また、日本政府としてもそういう方向で検討を加えてまいりたいと考えておるわけでございます。ただ、それ

じゃ、どういう方向でという御指摘でございますが、まあ、長期的に見ましたら、沖縄の経済的な地位と申しますか、日本の東南アジアとの経済関係から見た沖縄の地位を利用した中継基地とか、あるいはその他亜熱帯農業の研究機関とか訓練機関とか、あるいはそれに伴います観光産業的な分野の開発とか、あるいは沖縄の海運業の将来をどういふふうな方向で持っていくか、あるいは漁業の面でどういふ余地があるか、農業におきましては畜産業をどういふ方向で振興していくか、現在の砂糖とパイプの合理化の方向はどうか、現在の砂糖とパイプの合理化の方向はどうか、そういうような全体にまたがって相当慎重な調査と検討の結果立てていかなきゃなりませんが、結論的に申しまして、いま御指摘にもございましたように、沖縄の自立経済体制の方向で計画を策定していくということにならうかと思つてございます。

○春日正一君 自立経済の問題について、たとえば、沖縄経済界の首脳といわれるような人たちが、さね、こういう人たちの中ではたとえば那覇の市長の西銘といふ人は、コザで即時復帰反対協議会といふものをつくられたときに、これはコザの業者だけの声じゃない、経済界全体のほんとうの声だといふふうなふうに言つて、ほんとうに復帰すること自体にいわゆる経済界といわれる人たちの中で不安を示して、復帰反対といふような声まであ

げておる。それから、開金の総数も、復帰して一体どれだけの経済的利点があるだろうかといふことで、そういうことでだいたい疑問を持つていふことになりまして、やはり基地依存の経済から本土の一部としての自立的な経済に変えていくという問題は相当大きな問題だし、やはりそこでの沖縄の経済全体のやっぱり支配といふか何といふか、そういうものを変えていくといふかまねにな

りませんと、これはせつかく附帯決議がつけられても、できないことになるのだけれども、そういう点は政府はどう考えておられますか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在の経済体制を抜本的に自立経済体制に切りかえていくという方策は、前回も申し上げましたように、なかなか具体的にはむずかしい問題がたくさんございます。したがって、私も申し上げておることは、少しでも基地経済の依存度を減らしていくと申しますか、沖縄のいわゆる自立経済体制、そういうものに近づけるようなあらゆる可能性を、沖縄という地理的な風土的な、産業的な実態の中から発見していかなければならぬわけでございますから、したがって、相当問題はむずかしい問題ではございますが、そういう方向でできるだけの将来に向かつての沖縄の産業の自立体制への可能性をさがしていく、それを長期的な計画の中へ反映させていくという方向で検討を続けたいと思つております。

○春日正一君 たとえば、さつき岡田委員のほうから水道と電力の問題が出されたのですけれども、金融の問題でも、あれでしょう、日本から入つていっている資本といふものは、金融関係は入つていっていますか。

○政府委員(山野幸吉君) 本土からの資金も相当沖縄には進出してあります。現状では、ほぼアメリカの投資額と同じ程度のものが現在に行つております。たとえば砂糖でございますとか、パイプでございますとか、あるいはホテルでございますとか、その他一般的に大体米國と同じ程度の割合の投資が向こうで行なわれておるといふのが実情でございます。

○春日正一君 私の言っているのは、金融機関ですね、たとえば開発公社がある。これはいまのところ民政府の機関で、アメリカの純然たる政府機関みたいなものです。それから琉球銀行がある。これも五二%をアメリカ民政府が持つてゐるから、ほとんどが政府機関になつてゐる。軍政府の機関みたいなものです。これがほとんど沖縄の金融を支配している。そういうふうな状態になつて

いる。こういう状態をそのままにしておいて、端のほうから少しずつ金を入れてやるといったようなことをしておつても、ほんとうに基地依存経済といふものから自立していくとか、あるいは日本の政府が望んでおるような形の経済に持つていくといふようなそういう効果が出てこないのではなか、金融機関をきちんと握られてしまつていたら。

○政府委員(山野幸吉君) 御指摘はドル経済と円経済の問題だろうと思つてございしますが、日本と沖縄との経済関係がますます相当飛躍的に密接、密着しまして、日本の経済の寄与率が、たとえば米側の経済寄与率よりも相当ウエートが變つていくといふような時点になりますれば、復帰前においても円経済への切り換えは検討していかなければいかんと思つてます。ですから、また、そういう経済金融について、円経済のもとに置かれれば、あらゆる面の一体化施策、あるいは自立経済の体制も推進しやすいことも、これは事実でございます。しかしながら、現在の時点におきましては、そういう問題を検討することは、もつと沖縄の住民全体の不安とか動揺とかいふような問題にもつながる問題でございますから、したがって、十分慎重に検討してから対処したい、かように私も現在は考えておるわけでございます。

○政府委員(山野幸吉君) この融資につきましては、検査は、実は本土におきましても、府県市町村のこういう融資についての検査は、一般の補助金とは違って、それほど厳密と申しますか、むしろ詳細な検査は行なわれておりませんが、現在会計検査院等では検査を行なっておるわけでございします。そこで、沖繩の場合も、もちろんこの融資につきましても、総理府が会計検査院に委嘱いたしまして毎年度援助金の監査をしておらうておるわけでございします。それと合わせて会計検査院に監査を委託をしたい、かように考えております。

○岡田宗司君 これは現地に行つて監査できますか。

○政府委員(山野幸吉君) 現在までも四、五人で二週間ぐらい現地で監査をしておられます。したがって、この融資についても同じようにやっております。

○岡田宗司君 これはアメリカの施政権とは衝突しないのですか。

○政府委員(山野幸吉君) これはいろいろ問題はございしますが、援助金の覚書で毎年度とりきめておりまして、総理府が会計検査院に委嘱して援助金の監査をする、そして、その報告は日本政府、それから米民政府、琉球政府へ出すということになって、そのとおり実行してまいっております。

○岡田宗司君 実はこれから日本側から多額のこういう資金が流れると、さて向こうでこれを貸し付けをする場合に、汚職が起これらぬと限らぬでしよう、この間の例から見ると。そういうときに、それが起こらないようにすることについて、よほど十分な監査が行なわれなかならぬ。そういうことが未然に防げるような措置も講じなかならぬ。それは何か方法がありますか。

○政府委員(山野幸吉君) この政府の援助金、従来援助金をめぐってどうこうという問題が起きたことは現在まで一件もございせん。したがって、融資につきましてもそういう問題が起

らうとは、起こることは私も考えておりませんが、しかし、融資が所期の目的どおりの効果をあげるように運用されることを私も期待しておるわけでございまして、したがって、この融資の方法なりあるいはその運用のしかた等については、あらかじめ日本政府へも十分相談していただいで実施していただくように取り運びたいと考えておりまして、まあ、そのようなことによりまして、万が一懸念されるような場合に対処したいと考えております。

○岡田宗司君 いままで起こらなかったと言つても、この間のタクシー免許汚職を見てみると、かなり上のほうまで巻き込まれているのですね。そうすると、起こらないという保証もないと思うし、こんなことで本土との一体化が進められていったんじゃ困るので、ひとつそのチェックする方法を十分やつぱりこれは講じなければいけないじゃないか。それについては特段の監督というか監査というか、そういうものを必要とすると思うのですが、大臣、その点についてどうお考えですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘の点でございしますが、ただいま担当官から申し上げましたように、今日までも会計検査院のほうは、異例な措置ではございしますが、実質的にはいふんいたしております。今後はますます一体化の緊密な交流が行なわれるわけでございしますから、なお一そうさようなことに留意しなければいかんと、かように考えております。これにつきましては、ひとつ琉球政府を信頼をいたすと同時に、また、さようなことも起こりませんようにいたしたいものだ、かように考えております。

○岡田宗司君 もう一点お伺いしますが、先ほど春日委員がちょっと触れた問題ですが、いま沖繩における金融機関は、本土側の銀行は一つも出ていないのですか。そして、まあ地元の銀行、相互銀行と、アメリカ系の銀行が二つ、大きな力を持つています。特にアメリカ系の銀行が非常な力を持つています。まあ、こういうことで、先ほど春日

委員もその点を指摘されたわけですが、この日本の銀行がまた出ると、これは問題もありますけれども、いま日本側の銀行が向こうへ出ておらないというところは、これはアメリカ側がチェックしているのか、それとも、日本の銀行側が自制をして出しておらないのか、それからまた、将来その問題がどうなるのか、その点はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) 私も金融は詳しい専門家ではございせんので、御納得のいくような御答弁、できるかどうかと思いますが、現在沖繩はドルの経済下にありましますと、それから、現実に米国の経済寄与率と申しますか、そういう経済との関連が米側が圧倒的に全体としては大きいわけではございします。それで、日本政府の直接的な関連としましては、今度の予算で言いますと、百五十億というものが直接援助金として参りますし、また、その他のいろいろ恩給その他の民間の人に支給する、そういう恩給等の問題はございしますけれども、全体として日本の経済との関連が米側と比較しては相当格差があるというのも事実だろうと思ひます。したがって、現在日本の金融機関が向こうへ進出して直接活動しなければいかんというような実態には置かれていない、端的に申しましてですね。したがって、先ほど御答弁申し上げましたように、そうかといつて、沖繩が本土復帰するような場合を考えたつて、適当な機会には、やはりドル経済から円経済の問題を真剣に検討する時期も必ず来る。その時点は、やはり日本と沖繩との経済が、アメリカよりもさらに密接な関係に立つ時点ではないかといふやうに私どもは想定するわけであります。したがって、そういう時点を円経済に切りかえるというやうなことになるれば、日本の金融機関も進出をしなければいかんし、また、当然進出していくだろうといふやうに考えるわけでございまして、現在、現時点においてはそういう実質的な意味において必要性が薄いというのが実態じゃないかと、かように考えます。

○岡田宗司君 沖繩と本土との金利ですね、金利の差はどうなつておりますか。

○政府委員(山野幸吉君) 従来政府金融機関——まあ主として開発金融公社ですが、この金利は日本の政府関係機関の金利より低い。ところが、民間の金利は大体本土と同じ程度であると、かように承知しております。

○岡田宗司君 政府のこういう財政投融資が行なわれるようになり、ますます資金量はふえていくということになって、沖繩の全体の金利を引き下げ得る可能性がありますか。

○政府委員(山野幸吉君) まあ、現在の程度の資金融通の量から申しましても、このために特に沖繩の金利が下がっていくというほどの影響力はないと思ひますが、今後やはりこの運用が重なりまして、わが国の資金融通が強化されていくような時点になりますと、その結果が沖繩全体の金利にも影響を及ぼすようなことにもなるかと思ひます。

○岡田宗司君 いま沖繩はドル経済の範囲です。ドル経済の範囲であるとするれば、沖繩の金利というのは、本来アメリカ並み、あるいは海外だから、少し低いくらいでいいのじゃないか。それが民間金融が日本並みというのは、沖繩の経済にとつちや高過ぎるのじゃないか、これはどうお考えでございしますか。

○政府委員(山野幸吉君) 非常にむずかしい問題で私もよくわかりませんが、まあ沖繩と日本本土とのいろいろ金融機関の営業の実態等から見ますと、資金コストの面から見ますと、そういう本土なら本土の各府県とそう相違ないじゃないか。むしろアメリカの非常に機械化された、合理的な金融機関の運営されている実態から来る資金コストとはやはり沖繩のほうが高くなるのがあたりまえじゃないか、私どもは常識的にはそのように考えるわけでございします。

○委員長(伊藤五郎君) 本案に対する本日の質疑は一応この程度といたします。なお、次回の委員会は五月十五日に開会すること

とし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄の祖国復帰早期実現に関する請願（第三八二〇号）

一、北方領土の日本復帰促進に関する請願（第三八二二〇号）

第三八二〇号 昭和四十三年四月十七日受理

沖縄の祖国復帰早期実現に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町松橋町議会議長 緒方卯兵衛外六名

紹介議員 沢田 一精君

沖縄の祖国復帰が早期に実現するよう努力された。

理由

一、沖縄県民の祖国復帰の悲願は、きわめて当然の民族的要求であるが、沖縄が今日なお米国の統治下におかれ、住民が祖国同胞と国民生活をともにすることができないのは、このうえない悲しみである。

二、日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。

三、国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基礎としているが、沖縄の米國統治が続くことは、米国の国際威信を失うばかりでなく、日本相互の信頼を阻害するものである。

四、沖縄の複雑な条件から発生する問題のすべては、祖国復帰に帰着するものであり、この前提の解決がない限り沖縄の将来はあり得ない。

第三八二二〇号 昭和四十三年四月十七日受理

北方領土の日本復帰促進に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町松橋町議会議長 緒方卯兵衛外六名

紹介議員 沢田 一精君

政府は、北方地域住民の永年にわたる念願と日本国民の総意にこたえ、北方領土（国後、択捉、色丹、歯舞諸島）の早期日本復帰を含めた日ソ平和条約締結実現のため、格別の努力を払われた。

理由

わが国固有の領土である北方領土が、昭和二十年ソ連邦に不法占有されて以来、日本国民の悲願を裏切り、いまだ復帰が実現されていないことはきわめて残念である。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の復帰に伴い、旧島民（昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同じ。）ができるだけすみやかに帰島し、生活の再建をすることができるよう配慮するとともに、この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定がそなわれることのないように努めなければならない。

第二章 法令の適用の暫定措置

（最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置）

第三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）による国民審査及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙については、政令で特別の定めをすることができ、（国民年金の特例）

第四条 この法律の施行の際現に小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができ、（労働者災害補償保険及び失業保険の特例）

第五条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島において行なわれていた事業又は小笠原諸島にあつた事務所等政令で定めるものを使用されていた者については、政令で、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の規定の適用につき特例を設けることができる、（合衆国軍隊関係離職者に対する特例）

第六条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに労務を提供する

ために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復帰に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定の適用につき特例を設けることができる、（農地法の施行停止）

第七条 小笠原諸島においては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）は、政令で定める日の前日までは施行しない、

2 前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して土地を開発し、これを耕作の目的に供することができることとなるまでに要する通常の期間を考慮して定めなければならない、（必要な暫定措置等の政令への委任）

第八条 第三条から前条まで及び次章から第六章までに規定するもののほか、小笠原諸島に關し次に掲げる事項については、当分の間、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる、

一 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

二 通貨の交換に関する事項

三 銃砲、刀剣類及び火薬類の所持に関する事項

四 植物防疫に関する事項

五 国税又は地方税に関する法令の適用についての経過措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法令の適用についての経過措置その他小笠原諸島の復帰に伴い必要とされる事項

第三章 権利の調整等

（賃借権の設定）

第九条 この法律の施行の際、小笠原諸島において政令で定める建物その他の工作物を所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者（その所有者との間に締結された賃貸借契約に基づき使用している者を除く）があるときは、当該所有の目的で使用している土地について、その所有者は、その使用している者のた

めに従前の使用の目的に従い賃借権を設定したものとみなす。

2 前項の規定による賃借権(以下「法定賃借権」という。)の存続期間は、借地法(大正十年法律第四十九号)第二条第一項本文の規定にかかわらず、この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかわらず、その合意により別段の定めをすることを妨げない。

3 法定賃借権(国有の土地に係るものを除く。)に係る賃借権の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、当事者は、第二十六条に規定する小笠原総合事務所所長の(以下「小笠原総合事務所所長」という。)にあつてんを求めることができる。

4 建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に對抗することができる。

(賃借権に係る裁判)

第十条 法定賃借権に係る賃借権の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃借権の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参酌して、これを定めることができる。

2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)によつて行なう。

3 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十條の規定は、第一項の申立てがあつた場合について準用する。この場合には、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

4 第一項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、その期間は、二週間とする。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(国有地の貸付け又は交換)

第十一条 小笠原諸島においてその所有する土地を自己の居住する家屋及びその附帯施設の敷地として使用しようとする者が、当該土地につき法定賃借権が設定されたためその使用をすることができなくなつた場合において、政令で定めるところにより小笠原諸島に存する国有の土地(以下この条において「国有地」という。)の貸付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸し付け、又はその者の有する当該土地と当該国有地とを交換することができる。

(使用権の設定)

第十二条 この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物(アメリカ合衆国軍隊が使用してゐた区域を含む。)のうち、公用(条約に基づく提供の用を含む。次条第二項において同じ。)又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したもの、他人の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができる。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定により土地を使用する場合には、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならぬ。この場合において、その所有者を知ることができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において当該施設又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間をこえることができない。

4 第一項の規定により土地を使用した場合に

は、国又は地方公共団体は、当該土地を使用することによつてその所有者及び関係人(当該土地の使用の時期に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五条に規定する権利を有する者及びその承継人という。第三十四条第四項において同じ。)が通常受ける損失を補償しなければならない。

5 国及び地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができず、当該施設又は工作物とする場合において、当該施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務所所長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、前三項の規定は、当該土地の使用の承認を得た者について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

(旧小作地に係る特別賃借権の設定)

第十三条 小笠原諸島内にある土地につき昭和十九年三月三十一日(以下この章において「基準日」という。)において耕作(耕作に必要な防風林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この条及び次条において同じ。)を目的とする地上権、永小作権又は賃借権(政令で定める理由による一時貸付けに係るものを除く。)を有していた者(基準日においてこれらの権利に係る土地をこれらの者に貸し付けていた者を除く。)又はその一般承継人(その承継の時においてその被承継人がこれらの権利を有していた場合にあっては、その権利を承継した者)である個人は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間にこれらの権利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者(以下この条及び次条において「土地所有者等」とい

う。)に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合には、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。

2 法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において国若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められてゐるもの(政令で定めるところにより公示されたものに限る。)については、その申出は、その効力を生じない。

3 土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者等は、基準日からこの法律の施行後一年を経過する日までの間に第一項に規定する賃借権に係る賃借が合意により解約されてゐる場合その他政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地の土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合の申出その他同項の申出に關し必要な事項は、政令で定める。

6 基準日に存していた耕作を目的とする賃借権についてこの法律の施行前に賃借人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃借が終了してゐない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生じない。

7 第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していた耕作を目的とする賃借権でこの法律の施行の際存するもの(次項及び次条において「特別賃借権」と総称する。)に係る賃借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわないときは、当事者は、東京都知事にあつてんを求め

ることができる。

8 特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七條第一項の政令で定める日(次条第一項において「農地法施行日」という。)の前日までその特別賃借権に係る土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

(特別賃借権に係る解約の制限等)

第十四條 特別賃借権に係る賃借の当事者は、農地法施行日の前日までは、東京都知事の許可を受けなければ、その特別賃借権を譲渡し、若しくはその特別賃借権に係る土地を転賃し、又はその特別賃借権に係る賃借の解除(次項の規定による解除を除く。)をし、若しくは解約の申入れをしてはならない。

2 土地所有者等は、前条第一項の規定により設定された賃借権を有する者がその設定された日から相当の期間を経過してもなおその賃借権に係る土地について耕作(開墾を含む。)をしていないときは、東京都知事の承認を受けて、その賃借権に係る賃借の解除をすることができ、その賃借権に係る賃借の解除をしないことができる。

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生じない。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、特別賃借権に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧小作地についての賃借権に係る裁判)

第十五條 第十條の規定は、第十三條第一項の規定による賃借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわない場合について準用する。この場合において、第十條第一項中「土地又は建物等の状況」とあるのは、「従前の権利の内容、その土地の自然的条件」と読み替えるものとする。

(小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限)

第十六條 小笠原諸島周辺の海域で農林省令で定めるものにおいて定置漁業及び区画漁業以外の漁業で農林省令で定めるものを営もうとする者は、当該海域における漁業秩序がおおむね安定

することとなる期間を考慮して農林省令で定める日までは、東京都知事の許可を受けなければならない。

2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法(明治四十三年法律第五十八号)第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二條第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者又はその一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、制限又は条件を附することができ、

(鉱業権の設定の出願に關する特例)

第十七條 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)による鉱業権者であつた者(以下この条において「旧鉱業権者」という。)又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者の旧鉱業法による鉱業権の目的となつていた鉱物と同種の鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者の鉱区であつた区域については、その者は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十七條の規定にかかわらず、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四條第二項の規定は、その出願には適用しない。

第四章 村の設置

(村の設置)

第十八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五條第一項及び第七條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く。

(旧村の権利義務の帰属)

第十九條 旧大村、旧扇村袋沢村、旧沖村、旧北村又は旧硫黄島村に属していた権利義務は、小笠原村に帰属する。(設置選挙の特例)

第二十條 小笠原村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に關する公職選挙法第三十三條第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替へるものとする。

(機関の特例)

第二十一條 小笠原村の長が最初に選挙されて就任するまでの間においては、東京都知事が自治大臣の同意を得て任命した者をもつて村長の職務を行なう者(以下この章において「職務執行者」という。)とする。

2 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政令で定めるもののほか、村長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 小笠原村は、議会が成立するまでの間においては、政令で定めるところにより、執行機関の附属機関として村政審議會を置かなければならない。

(議会の議員及び長の任期の特例)

第二十二條 第二十條の規定により読み替へて適用される公職選挙法第三十三條第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙される小笠原村の議会の議員及び長の任期については、地方自治法第九十三條第一項及び第四百四十條第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ、

(条例の制定手続の特例)

第二十三條 小笠原村においては、議会が成立するまでの間は、地方自治法第九十六條第一項第一号の規定にかかわらず、職務執行者が村政審議會の意見をきいて、条例を設け又は改廃することができ、

2 小笠原村の長は、最初に招集された議会において、前項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。(議決事項の特例)

第二十四條 職務執行者は、議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し及び執行する場合において、地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて村政審議會の意見をきかなければならない。

(政令への委任)

第二十五條 第十八條から前条までに定めるもののほか、小笠原村の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 現地における行政機関の設置

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六條 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として小笠原村に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる。

3 小笠原総合事務所は、自治大臣の管理に属するものとし、その内部組織は、自治大臣が前項に規定する事務を所掌する国の行政機関の長(以下この章において「関係行政機関の長」という。)と協議して定める。

(職員)

第二十七條 小笠原総合事務所の職員の任免は、自治大臣が関係行政機関の長と協議して行なう。

(指揮監督)

第二十八條 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に關し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

(政令への委任)

第二十九條 前三條に定めるもののほか、小笠原総合事務所の組織及び運営並びにその処理する事務と小笠原諸島において関係地方公共団体又

はその機関が処理する事務との間の連絡及び調整に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(現地住民の採用)

第三十條 國及び關係地方公共団体は、當分の間、小笠原諸島に置かれる行政機関の職員として小笠原諸島の住民が採用されることとなるように配慮しなければならない。

(國及び地方公共団体の施設等の供用)

第三十一條 國及び關係地方公共団体は、當分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要がある場合には、小笠原諸島においてその事務又は事業の用に供している施設その他の財産を、他の法令の規定にかかわらず、その設置の目的を著しく妨げない限度において住民の使用に供することができる。

(負担金、補助金等の特例)

第三十二條 當分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、國の負担金、補助金等に關し政令で特別の定めをすることが出来る。

(國有の財産の譲与等)

第三十三條 國は、當分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定を図るため必要があるときは、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、國有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)若しくは國有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)その他の法令の規定によるほか、國が小笠原諸島において所有する政令で定める國有財産又は物品を、政令で定めるところにより、關係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 國は、當分の間、政令で定めるところにより、前項に規定する國有財産の管理を地方公共団体その他同項に規定する事業を行なう者に委託することができる。

(緊急事業のための土地の使用)

第三十四條 この法律の施行の日から二年を経過する日までの間において、小笠原諸島の住民の生活の安定その他公共の利益を図るため、小笠原諸島において土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することが出来る事業を緊急に施行する必要がある場合には、國若しくは關係地方公共団体又は政令で定める者(以下この条において「起業者」という)は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について、政令で定めるところにより、建設大臣又は東京都知事の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することが出来る。

2 前項の規定による使用の期間は、六月をこえることができない。

3 建設大臣又は東京都知事は、第一項の許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を建設大臣にあつては官報で、東京都知事にあつてはその定める方法で公示しなければならない。

4 第一項の規定による土地の使用によつて土地の所有者及び關係人が通常受ける損失は、起業者が補償しなければならない。ただし、次条の規定に違反して行なわれた土地の形質の変更又は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による土地の使用について必要な事項は、政令で定める。

(土地の形質の変更等の制限)

第三十五條 小笠原諸島の復興の計画的かつ円滑な推進を図るため、この法律の施行の日から三年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、何人も、小笠原諸島において土地の形質の変更又は施設若しくは工作物の新築(以下この条において「土地の形質の変更等」という)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 國又は關係地方公共団体が行なうとき。

二 災害の防止その他公共の利益のため欠くことのできない事業として政令で定めるもののために行なう場合において、当該事業を行なう者があらかじめ小笠原総合事務所の長に許可を得たとき。

三 この法律の施行の際、小笠原諸島に住所を有する者が、現に使用している土地について行なうとき。

四 小笠原諸島に移住する者が、その者の用に供する建物その他の工作物の新築のためにする場合において、あらかじめ小笠原総合事務所長の許可を得たとき。

五 容易に原状に回復することができる程度の行為として政令で定めるものを行なうとき。

2 小笠原総合事務所の長は、前項の規定に違反して土地の形質の変更等をした者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は物件の除去その他の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3 小笠原総合事務所長は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ同項の者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(復興法の制定)

第三十六條 この法律に定めるもののほか、旧島民の小笠原諸島への帰島及び小笠原諸島の復興に關し國及び地方公共団体が講ずべき措置については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十七條 第十六條第一項の規定に違反して漁業を営んだ者又は同条第三項の制限若しくは条件に違反して漁業を営んだ者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。この場合において、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十八條 第三十五條第二項の規定による小笠原総合事務所長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十七條第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定の効力發生の日から施行する。ただし、附則第三條第二項の規定は、政令で定める日から施行する。

(關係法令の一部改正)

第二條 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区 小笠原村」に改める。

第三條 沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)」に改める。

2 沖縄關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島のうち法務省令で定める地域」を削る。

第四條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「伊平屋島、北緯二十七度」を「及び伊平屋島並びに北緯二十七度」に改め、

「、礪婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）、沖の島及び南島」を削る。

第五条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項中「附則第十二項から附則第十五項まで」を「附則第十三項から第十六項まで」に改め、附則中同項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、附則中同項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。
12 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、小笠原村は、東京都第二区に属するものとする。

第六条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「、礪婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。）、沖の島屋又は南島」を削る。

第七条 南方同胞援護会法（昭和三十三年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる地域」を「琉黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域」に改め、各号を削る。

附則第十二項を次のように改める。

（業務に関する暫定措置）

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、次の業務を行なうことができる。

一 政令で定める北方の地域に関し、第二十条に掲げる種類の業務

二 小笠原諸島（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第 号）第一条に規定

する小笠原諸島をいう。）の現地の住民（同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。）に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に関し協力する者に対する助成

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は三月二十二日）
一、沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 一 終わりから 瓜生 清君 瓜生 復男君
四 一 元 ほの ほうの

昭和四十三年五月十七日印刷

昭和四十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局